

鳥取市河原町あゆ祭事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市河原町あゆ祭事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市河原町あゆ祭の実施に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市河原町あゆ祭を企画・実行する団体とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市河原町あゆ祭とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費（協賛金、負担金等の特定財源で充てられる額は除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。